

## 妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業

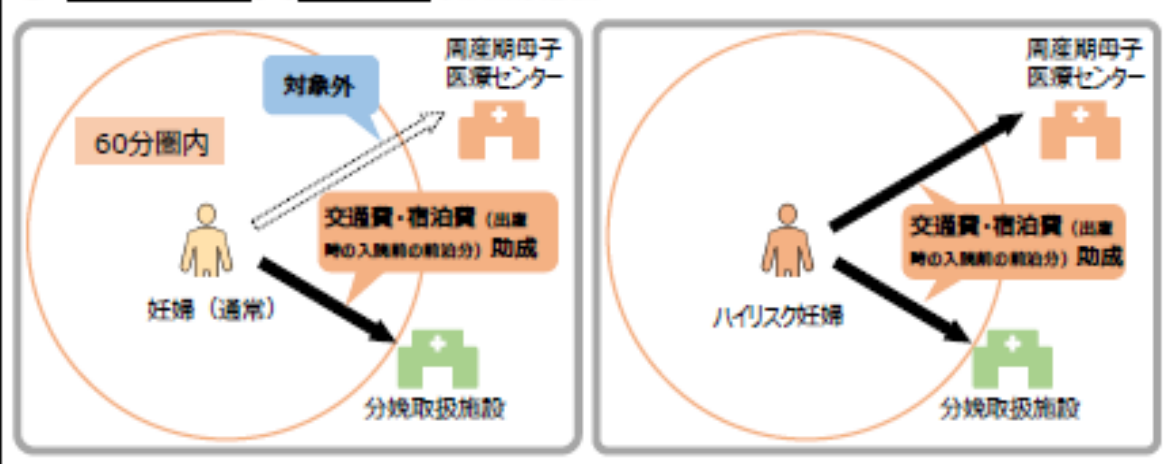
## 事業の目的

地方の周産期医療体制の不足を補完し、妊産婦本人の居住地にかかわらず、安全・安心に妊娠・出産ができ、適切な医療や保健サービスが受けられる環境を全国で実現するため、**遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦**に対して、**当該分娩取扱施設までの移動にかかる交通費**および出産予定日前から**分娩取扱施設の近くで待機するための近隣の宿泊施設の宿泊費**(出産時の入院前の前泊分)の助成を行うことにより、妊婦の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

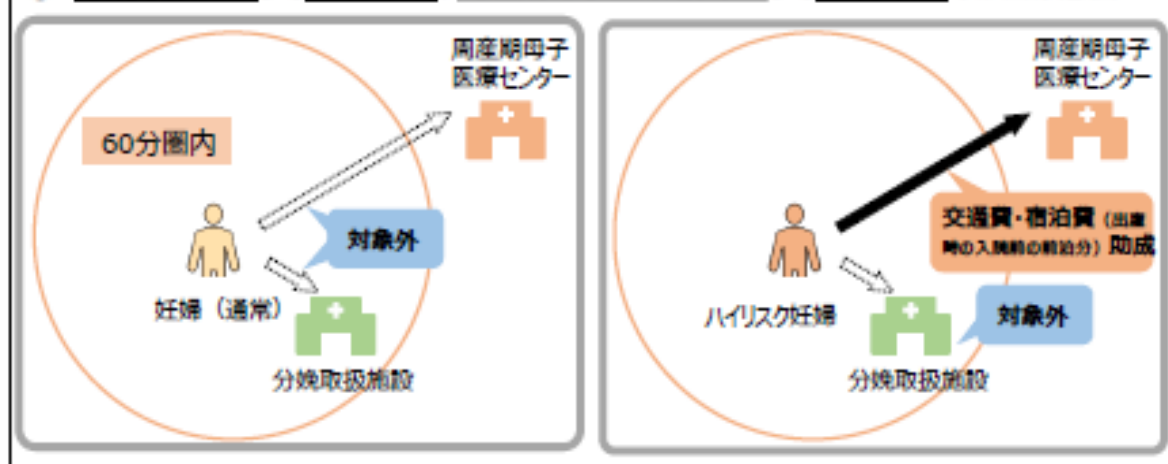
## 事業の概要

●**対象者**:自宅(又は里帰り先)から最寄りの分娩取扱施設(医学上の理由等により、周産期母子医療センターで出産する必要がある妊婦(以下「ハイリスク妊婦」という。))においては、最寄りの周産期母子医療センター)まで**概ね 60分以上の移動時間**を要する妊婦

## ① 分娩取扱施設まで60分以上の移動が必要



## ② 分娩取扱施設まで60分未満、周産期母子医療センターまで60分以上の移動が必要



※遠方で受診する妊婦健診の交通費支援も実施

※R8からは産婦健診、産後ケア、乳児健診、不妊治療 が助成対象に追加

県内市町での取組状況

令和7年度の実施状況

- ①分娩時の交通費・宿泊費支援事業
  - ・3市町(名張市、熊野市、御浜町)が申請
  - 利用実績:1市(名張市 28件)
- ②妊婦健診時にかかる交通費支援
  - ・1市(熊野市)が申請
  - 利用実績:1件

令和8年度の実施予定

|     | 妊婦健診 | 分娩 | 産婦健診 | 産後ケア | 乳児健診 | 不妊治療 |
|-----|------|----|------|------|------|------|
| 名張市 |      | ○  |      |      |      |      |
| 志摩市 | ○    | ○  | ○    |      |      |      |
| 尾鷲市 | ○    | ○  |      |      |      |      |
| 熊野市 | ○    | ○  | ○    | ○    | ○    | ○    |
| 御浜町 |      | ○  |      |      |      |      |

(参考)国事業を活用しない独自支援を実施している市町

- 鳥羽市(妊婦健診交通費助成制度)
- 御浜町(妊婦健康診査通院助成制度)

課題及び今後の方向性

最寄りの分娩施設等がなくなり、経済的負担が増した場合でも、60分以内の移動時間で別の分娩施設があると支援が受けられない。



- ・分娩施設等の再編により、最寄り分娩施設までの所要時間が増加した妊産婦への支援の検討
- ・国に対し、居住市町内の分娩取扱施設が無くなったことによる遠方の施設利用について、補助要件緩和を要望(R8実施済)